

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 市民協働推進部  
令和3年度4月～10月分 必要に応じて令和2年度分
- 3 監査の着眼点 令和3年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和3年8月3日～令和3年8月23日及び  
令和3年12月2日～令和4年1月24日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### (1) 未収金の回収について

現在は回収業務のみとなっている住宅建築資金の貸付金に係る市民協働推進費貸付金元利収入の過年度未収金は、令和2年度末で8,628,280円である。令和3年10月末現在では、8,349,443円である。

今後とも、未収金の早期回収に努められたい。

##### (2) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、市民活動交流センターでは、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(3) 交通事故の防止について

令和2年4月から令和3年10月までの間に、公用車の後退時における事故が1件発生し、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。

後退時の安全確認の励行については、令和元年度の定期監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。